

○吉野ヶ里町子どもの医療費の助成に関する条例

平成23年12月22日

条例第15号

改正 平成24年12月20日条例第24号

平成27年3月18日条例第8号

平成28年12月19日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見及び治療を促進し、もって子どもの保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 保険給付 規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。
- (4) 一部負担金 社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。
- (5) 保険医療機関等 社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることのできる子ども（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有すること。
- (2) 保険給付を受けることのできる社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。

(助成の範囲)

第4条 町長は、対象者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付が行われるとき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平

成14年法律第162号)第15条第1項第6号の災害共済給付が行われるとき及び社会保険各法の規定に基づき保険者が定める規則、定款等による付加給付が行われるときは、その額を控除した額とする。以下同じ。)から当該対象者の保護者が支払うべき自己負担金の額を控除して得た額を助成するものとする。

(自己負担金)

第5条 前条に規定する自己負担金は、保険医療機関等及び保険者ごとに、入院にあつては1月につき1,000円、入院外にあつては1回の保険給付につき500円とする。ただし、一部負担金に相当する額がそれぞれの自己負担金に満たない場合は、その額を自己負担金とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、自己負担金を要しない。

(1) 対象者が同一の保険医療機関等及び保険者において、同一の月における3回目以降の入院外の保険給付を受けるとき。

(2) 対象者が保険医療機関等において医師等から交付された処方箋により薬局から薬剤の支給を受けるとき。

(受給資格登録)

第6条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証)

第7条 町長は、前条の規定により登録を受けた対象者の保護者に対し、当該対象者が対象者であることを証する書類(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。

2 対象者が規則で定める保険医療機関等(以下「契約医療機関」という。)において保険給付を受ける場合は、当該契約医療機関に受給資格証を提示しなければならない。

(助成方法)

第8条 町長は、対象者が契約医療機関において保険給付を受けた場合における当該保険給付に係る医療費の助成は、当該契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、当該対象者の保護者に支払うことができる。

2 町長は、対象者が契約医療機関以外の保険医療機関等において保険給付を受け、一部負担金を支払ったときは、当該保険給付に係る医療費の助成は当該対象者の保護者に支払うことによつて行う。

3 第1項ただし書又は前項に規定する方法により医療費の助成を受けよう

とする対象者の保護者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

4 前項の申請は、助成に係る保険給付を受けた日の属する月の翌月以降に行うものとし、その月から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の制限)

第9条 第4条の規定にかかわらず、対象者の保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療費の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

(届出等の義務)

第10条 対象者の保護者は、自己又は当該対象者について、第6条の規定による受給資格の登録の内容に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

2 対象者の保護者は、当該対象者が転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに町長に受給資格証を返納しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に受けた保険給付に係る助成について適用する。

(吉野ヶ里町就学前児童医療費の助成に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 吉野ヶ里町就学前児童医療費の助成に関する条例（平成18年吉野ヶ里町条例第89号）

(2) 吉野ヶ里町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成18年吉野ヶ里町条例第90号）

(3) 吉野ヶ里町児童入院医療費の助成に関する条例（平成21年吉野ヶ里町条例第2号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の吉野ヶ里町就学前児童医療費の助成に関する条例、吉野ヶ里町乳幼児医療費の助成に関する条例及び吉野ヶ里町

児童入院医療費の助成に関する条例（以下これらの条例を「旧条例」という。）の規定は、保険医療機関等において就学前児童、乳幼児及び児童に係る医療費の保険給付を受けた者に関しては、なお、その効力を有する。

- 4 この条例の施行日の前日までに旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

○吉野ヶ里町子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成24年 3月26日

規則第 3号

改正 平成27年 3月31日規則第 7号

平成28年12月19日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉野ヶ里町子どもの医療費の助成に関する条例（平成23年吉野ヶ里町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第3号に規定する社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(受給資格登録の申請)

第3条 条例第6条に規定する受給資格の登録の申請は、子どもの医療費受給資格登録申請書（様式第1号）に前条に規定する社会保険各法による被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）その他町長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(受給資格証の交付)

第4条 条例第7条第1項に規定する受給資格証は、子どもの医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）とする。

- 2 対象者の保護者は、受給資格証を紛失又は破損等したときは、子どもの医療費受給資格証再交付申請書（様式第3号）により受給資格証の再交付の申請をしなければならない。この場合において、当該申請が破損等したことによるものであるときは、当該受給資格証を添えなければならない。
- 3 受給資格証の再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、速やかに当該受給資格証を返還しなければならない。

(契約医療機関)

第5条 条例第7条第2項に規定する契約医療機関は、条例に基づき実施する子どもの医療費助成事業について町長と契約を締結した保険医療機関等とする。

(助成の申請)

第6条 条例第8条第3項に規定する医療費の助成の申請は、子どもの医療費助成申請書(様式第4号)により行わなければならない。この場合において、保険医療機関等が発行する保険点数等の明細が記載された領収書又は証明書を添えたときは、当該申請書の保険診療額領収証明欄の記入を省略することができる。

(届出)

第7条 条例第10条第1項に規定する受給資格の登録内容の変更の届出は、子どもの医療費受給資格登録内容変更届(様式第5号)に届出の事由を証する書類を添えて行わなければならない。

2 町長は、前項の届出が対象者の氏名及び住所に係るものであるときは、受給資格証の変更交付を行うものとする。

3 条例第10条第2項に規定する受給資格証の返納は、子どもの医療費受給資格証返納届(様式第6号)に受給資格証を添えて行わなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(吉野ヶ里町就学前児童医療費の助成に関する施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 吉野ヶ里町就学前児童医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年吉野ヶ里町規則第54号)

(2) 吉野ヶ里町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年吉野ヶ里町規則55号)

(3) 吉野ヶ里町児童入院医療費の助成に関する条例施行規則(平成21年吉野ヶ里町規則第4号)

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、吉野ヶ里町就学前児童医療費の助成に関する条例施行規則、吉野ヶ里町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則及び吉野ヶ里町児童入院医療費の助成に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第21号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

子どもの医療費受給資格登録申請書

申請日	年 月 日
事由	出生・転入・その他

吉野ヶ里町長 様

子どもの医療費助成の受給資格登録を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (保護者)	住所						
	ふりがな				生年月日	年 月 日	
	氏名 (口座名義人)	Ⓜ			対象者 との続柄		
	電話番号				振込指定 口座	銀行 組合 農協	支店 支所 出張所
	口座番号					種別	普通・当座

対象者 (子ども)	住所						
	ふりがな				性別	生年月日 年 月 日	
	氏名	男・女					
	医療 保険	加入保険 の名称					
氏名	被保険者 氏名			被保険者証 記号・番号			

様式第2号（第4条関係）

子どもの医療費受給資格証						
受給者番号						
子ども	氏名					男・女
	生年月日	年 月 日				
	住所					
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで				
自己負担額	入院	1 医療機関 上限 1,000 円/月				
	通院	1 医療機関 2 回目まで上限 500 円/月				
	調剤	無 料				
交付年月日		年 月 日				
発行機関名 及び印		佐賀県 吉野ヶ里町				
公費負担者番号		8	1	4	1	

問い合わせ先

吉野ヶ里町 課

様式第3号(第4条関係)

子どもの医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

吉野ヶ里町長 様

申請者(保護者) 住所

氏名 ⑩

(対象者との続柄)

電話

子どもの医療費助成受給資格証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

【登録内容】

保護者	住 所			
	ふりがな		対 象 者 との 続 柄	
氏 名				
対象者(子ども)	住 所			
	ふりがな		申 請 理 由	(1) 紛失 (2) 汚損 (3) 破損 (4) その他 ()
	氏 名			
	性 別	男 ・ 女		
生 年 月 日	年 月 日			

様式第4号（第6条関係）

子どもの医療費助成申請書（請求書）

年 月 日

吉野ヶ里町長 様

申請者（保護者） 住所

氏名 ㊟

電話

子どもの医療費助成を受けたいので、次のとおり申請（請求）します。

対象者 (子ども)	ふりがな	男・女	生年月日
	氏名		年 月 日

【医療機関等記入欄】

保険診療額領収証明			
年 月 診療分		入院・入院外	医科・歯科・調剤・その他
診療回数(回数)		保険診療総点数	
計 日間(回)		点	領収額 円
内 訳 (再掲)			
入院期間及び診療日		保険診療総点数	領収額
入院	① 日～ 日	点	円
	② 日～ 日	点	円
	③ 日～ 日	点	円
入院	1回目 日	点	円
	2回目 日	点	円
入院外	3回目以降 計 3回目診療日 日	点	円
上記の金額を領収しました。			
年 月 日			
(医療機関等) 所在地			
名 称			
代表者 ㊟			
電 話			

※一部負担金が21,000円を超えている場合、下記の同意をお願いします。

<p>同 意 書</p> <p>助成額の決定に際して、住民税課税台帳を閲覧すること及び保険者に高額療養費等の支給状況を確認することに同意します。</p> <p>氏名（被保険者） ㊟</p>
--

※①同意書は、子どもが加入している医療保険の被保険者が署名してください。

※②同意書に同意されない場合や、転入等により本町で所得及び市町村民税の課税状況が確認できない場合は、世帯全員の所得及び市町村民税課税状況を証明する書類を提出していただくことがあります。

様式第5号(第7条関係)

子どもの医療費受給資格登録内容変更届

届出日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 子ども(□住所・□氏名) <input type="checkbox"/> 保護者(□住所・□氏名) <input type="checkbox"/> 加入保険 <input type="checkbox"/> 振込指定口座 <input type="checkbox"/> その他()

吉野ヶ里町長 様

子どもの医療費受給資格登録内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

届出者(保護者)	住所			
	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名 (口座名義人)	Ⓜ		
	電話番号		対象者との続柄	
対象者(子ども)	住所			
	ふりがな	性別	生年月日	年 月 日
	氏名	男・女		
加入保険	加入保険の名称			
	被保険者氏名	被保険者証記号・番号		
振込指定口座	金融機関名	銀行 農協	支店 支所 出張所	
	口座番号		種別	普通・当座

様式第6号(第7条関係)

子どもの医療費受給資格証返納届

年 月 日

吉野ヶ里町長 様

届出者(保護者) 住所

氏名 ⑩

(対象者との続柄)

電話

子どもの医療費助成の受給資格を喪失したので、子どもの医療費受給資格証を添えて届け出ます。

対象者(子ども)	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	性 別	男 ・ 女	
	生 年 月 日	年 月 日	返納理由 (1) 転出 (2) 生活保護受給 (3) 死亡 (4) その他 ()

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)